

第210回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題

1 会議録の承認

2 報告事項

(1) 個別説明事項

報告案件1 行政機関等匿名加工情報作成業務委託について（市民局市民情報課）

報告案件2 横浜市市民利用施設予約システムにおけるオンラインキャッシュレス決済の導入について（にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課）

報告案件3 東京大学政策評価研究教育センターへのデータ提供について（財政局税制課）

(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託（条例第5条第1項第1号））

ア 職員証作成業務委託（総務局人事課）

イ 見守り推進事業（健康福祉局地域支援課）

ウ 人生の最終段階の医療等に関する市民意識調査業務委託（医療局地域医療課）

エ 荷物搬送業務委託（環境創造局総務課）

オ 確認審査報告書等事務処理業務委託（建築局建築指導課）

カ 確認審査報告書等データ入力・作成業務委託（建築局建築指導課）

キ 建築確認申請受理台帳記載証明作成システム保守業務委託（建築局情報相談課）

ク 建築基礎情報共用システム保守業務委託（建築局情報相談課）

ケ 建築計画概要書等Web閲覧システム保守業務委託（建築局情報相談課）

コ 建築行政共用データベースシステム利用契約（建築局情報相談課）

サ 長期優良住宅認定申請台帳システム保守運用業務委託（建築局建築企画課）

シ 地権者リスト作成業務委託（都市整備局地域まちづくり課）

ス みなとみらい21地区開発事業者公募事務委託（港湾局港湾管財課）

セ 宛名ラベル作成・貼付業務委託（教育委員会事務局学校支援・地域連携課）

ソ ゴム印作成委託（荏田西小学校）

タ ゴム印作成委託（汲沢小学校）

チ 文書のシュレッダー処理（八景小学校）

(3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除

ア 個人情報を取り扱う事務開始届出書（2件）

イ 個人情報ファイル簿作成報告書（1件）

ウ 個人情報ファイル簿作成報告書一覧表

エ 個人情報ファイル簿作成報告書（309件）

3 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和5年7月18日記者発表分まで）

(2) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について（報告）

(3) 住民情報系システム標準化について

	(4) その他
日 時	令和5年7月26日(水) 午後2時から午後4時まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと6・7
出席者	中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、永井委員、三品委員、吉田委員、鈴木委員(全員WEB会議により参加)
欠席者	板垣委員
事務局	三島市民情報室長、小林市民情報課長、前田市民情報課担当課長、ほか
開催形態	公開(傍聴者なし)
決定事項	
議 事	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから第210回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、板垣委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、委員8名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(中村会長) それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第209回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますか。</p> <p>他に御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは、承認といたします。</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 個別説明事項</p> <p>【報告案件1】行政機関等匿名加工情報作成業務委託について</p> <p>(中村会長) 次に、「2 報告事項」の(1)個別説明事項の報告を行います。最初に、報告案件1「行政機関等匿名加工情報作成業務委託について」の御説明を事務局からお願いします。</p> <p>(事務局) <所管課及び確認箇所について説明></p> <p>(所管課) <資料に基づき説明></p> <p>(中村会長) ただいま御説明がありました報告案件1に関する横浜市が講じる安全</p>

管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 外部委託せず、市独自に匿名加工する場合もあるのですか。

(所管課) あります。その場合は職員が加工を行います。

(加島委員) 加工ソフト等を用意しているのですか。

(所管課) 受託者であるNTTテクノクロスが開発した「tasokarena」という加工専用ソフトがあります。今回それを市が保有するパソコンにインストールし、市職員が加工作業することを考えています。

(加島委員) 委託するか内部処理するかはどうかの区別はどうやって決めていますか。

(所管課) 加工方法が簡単なものか、複雑で専門業者でないと加工できないのかという点で判断します。

(加島委員) そうすると、データの匿名加工方法が何種類かある中で、データによってどの方法で加工するかを市で決めるのですか。

(所管課) 名前を削るぐらいの加工方法であれば市職員でもできます。それだけでなく、特別な情報を加工しなければならない場合には、専門業者のノウハウを活用しながら加工します。

(加島委員) 外部委託した場合、こちらが指示したとおりに加工されているかどうかの検証はどのようにするのですか。

(所管課) そこが今回の制度の中で一番難しいところです。基本的には、まず専門業者に行ってもらいますが、納品してもらったら、少なくとも項目とデータが一致しているか、目視でできる範囲で確認するつもりです。別の事業者が、加工した情報に個人情報が含まれていないかどうかを検証できるソフトの開発を進めています。それを何とか来年度には導入できる見込みが立ってきているので、より確実に確認できる体制を築いていきたいです。

(加島委員) 以前、レセプトデータの審査をAIで行おうとし、各市町村からレセプトデータをもらおうとしたとき、認証していただいたのが5割ぐらいでした。拒否された理由は、内部での検証体制がしっかりしていないということだったので、外部で検証できるようにするというのは審査の精度が高くなると思いました。

(所管課) 我々としては、少なくとも初年度はなるべく委託で行うよう勧めるつもりです。せっかく新制度が始まり、自分で加工できると思って加工した結果、失敗してしまうと、この制度自体に後ろ向きになりかねないので、お金はかかりますが、なるべく専門業者の力を借りながら行おうと思います。何度か同じような作業を繰り返していく中で、「この加工だったら自分達でもできる」と思えた時に、自前で加工すればいいのではないかと考えています。加工にかかった費用は手数料として事業者から徴収しますので、公費の乱費にはならないと考えています。

「万が一ミスがあったら」というのは我々もずっと悩んでいるところです。前室長の頃から、国へ問題提起はしています。「国で加工業者を指定してもらい、その業者を使えば基本的には問題ないという仕組みをつくってもらえば、自治体としても安心して匿名加工情報を運用できる」という話もしましたが、「政令で定める基準に従って適切に加工してください」という対応にとどまっています。ただ、万が一のリスクを恐れて全く踏み込まないのは、やはり、違うのではないかと思います。もちろん、何の確認もせず右から左に流すのは

論外ですが、専門業者の力を借りて、さらにできる限り我々もチェックをし、事故のないようにしていきたいと思います。

(吉田委員) 豊かな国民生活の実現に資するかどうかという基準は、審査の基準としてはあまりにも漠然としていて、有効かどうかよく分からないのが気になります。天秤状の図表に、正に問題点が表れているように思います。有用性が非常に重い場合には、匿名性について若干疑問があっても通ってしまうのでしょうか。

(所管課) 審査の基準について、国のガイドラインでは、「反社会的な活動や興味本位で情報が欲しい人は除外してください」というように、どちらかというとながティブチェックの位置付けになっています。事業活動が国民生活にどの程度資するものになるか数値基準があるわけではありません。

(吉田委員) 結局、ほとんど姿勢の問題だと思いますが、自治体によってはあまり積極的でないところもあります。医療情報等は匿名性とのバランスの問題で遡って個人を紐付けできないと使えないという話を古くから聞いています。有用性は大きいかもしれませんが、プライバシー等の観点で匿名性が守られない可能性がある場合、横浜市としてはどのようなスタンスで臨みますか。決め方は国の法規で議論の必要があったのだらうと思いますが、どのように対処するつもりですか。

(所管課) 色々相談を受けている中で、医療情報等は同じ人がどういう病気どういう治療を受け、いつ亡くなったのか、複数年にわたる情報が必要で、本当は個人の一生分の情報が欲しいようです。でも、それを渡してしまうと、その人がどこの誰か分かるところもあります。そこは我々もやはり懸念しています。今、考えているのは、単年度においてはある程度その人の情報について提供するとしても、複数年にわたり特定の同じ「Aさん」が分かる形では提供しないで整理していこうかということです。

(吉田委員) それは可能でしょうか。単年度で毎回リクエストがあった場合には、毎回審査して出すのでしょうか。

(所管課) 加工業者も変わります。同じ「Aさん」という名前では絶対に出せません。紐づけさせることもしませんし、そもそも翌年も同じ「Aさん」という情報で、同じ事業者提供されることは難しいと考えます。

(吉田委員) プライバシーにはできるだけ配慮するということですね。

(所管課) そうです。

(中村会長) バランスを取るということだとすると、9ページの天秤の絵は、傾いているのがあまりよくない印象です。

(吉田委員) 国のほうで「こうすれば大丈夫だ」という基準が出せないのはそういうことですね。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) それに関連し、ここしばらくは基本的に業者に委託する原則ということですが、いずれ市内部で匿名加工情報ソフトを使って加工するようになるかもしれません。業者に委託した場合には、出来上がってきた結果を市で検証する心理が働くかもしれませんが、職員がソフトを使って加工したときのチェックはどう考えていますか。

(所管課) 加工後の情報に個人情報が含まれていないか検証するソフトの開発を

民間事業者が進めていますのでそれを使いたいと考えています。職員が加工したもの、加工業者が加工したもの、別の形で検証をかけていくことを考えております。

(大谷委員) 9ページの絵は非常に誤解をもたらすと思います。匿名性は絶対的なもので、法律の定義でも、個人の識別性をなくし、復元できないようにしています。「有用性が重ければ匿名性が軽んじられる」ように見えるのは、そもそも匿名加工情報の定義に合っていません。事業者について、匿名性の程度に数種類あり、変更が可能だというニュアンスでつくったものだと思いますが、この資料を正式なものとして残すことには賛成しかねます。定義にかなって識別可能性や復元可能性をなくし、匿名性が確保されることをはっきり書いてもらうことが必要です。横浜市は特に指定都市で、これが義務付けられています。他の市町村はまだ義務付けではなく、当面のところは「できる」規定です。匿名加工情報の利用や事業者への募集を率先してやることを求められています。こういった公的な資料の中にこの種の情報が記載されたままというのはあまりよくありません。是非、訂正をお願いします。

(所管課) そのとおりです。匿名性が守られることは大前提なのですが、資料がそうになっていません。有用性が重いのは一番おかしいですが、そもそも天秤を使うこと自体もおかしいです。残る資料としては、この図は削除することとします。

(鈴木委員) 8ページの「主な加工基準」で、ルールが難しいことは重々承知していますが、複数の情報を集めると個人が特定されてしまうものがどうしてもあるのかなと思います。町の名前と「何歳以上」という情報を組み合わせると、該当者が1人しかいない場合もあるわけです。そういったところで、人間が考えてその辺りの基準で参考にすべき情報を今後につなげていけたらと感じました。

(中村会長) これは所管課が市民情報課なので、正に一番よく分かっているところだとは思いますが。「匿名性の確保は必須だという点について、改めて確認を求める」というような意見を審議会として出すかどうか、そこまでは必要ありませんか。

(所管課) もちろん、豊かな国民生活という目標はとても大事ですが、「あくまでも匿名性を確保することが前提だということ念頭に置いた上で運用されたい」というアドバイスはあると思います。この制度は、うまく活用すれば、色々な新サービスを生み出すことができ、社会の利便性向上につながっていくのかなというところで、積極的にやっていきたいところがありますが、いき過ぎた対応にならないよう先生方から引きしめてもらうのは、むしろ有り難いのかもかもしれません。

(中村会長) それでは、報告案件1については、匿名性の確保のところは、審議会のアドバイスとして述べたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) 御報告ありがとうございました。

【報告案件2】横浜市市民利用施設予約システムにおけるオンラインキャッシュレス決裁の導入について

(中村会長) 次に、報告案件2「横浜市市民利用施設予約システムにおけるオンラインキャッシュレス決済の導入について」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました報告案件2に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 個人情報の種類として、クレジットカード番号や暗証番号、セキュリティコードを取り扱うと書いてあります。これらは横浜市には蓄積されませんか。

(所管課) はい。

(大谷委員) 施設の利用者はソニーペイメントのシステムで入力が必要になってくるのでここには記載していますが、それらの情報に横浜市職員がアクセスすることはないという扱いですね。

(所管課) はい、そのとおりです。

(大谷委員) 21 ページにソニーペイメントの安全管理措置報告書が掲載されています。そういった体制になっているのであれば、PCIBSSの基準を満たしていることとなります。記載内容に間違いがないことが理解できます。

PCIBSSのVer. 4に適合した利用方法であれば、基本的に安全性は確保されています。市で用意している書式と突合して、どこで取り扱っているのかという説明がしづらいところがあると思えます。実際、施設利用者に案内するときには、誤解のないように案内するのがいいと思えました。

(鈴木委員) 21 ページの9「漏えい事案への対応規定、マニュアル等」ですが、事故への対応と本人への連絡、公表、社外への報告等あります。これらは、委託を受けている事業についての対応が想定されているものになっているということではないのでしょうか。

(所管課) はい、そうです。本市にももちろん、連絡をもらうことになると思えます。ソニーペイメントの社内での規定になります。

(鈴木委員) 少しずれているかもしれません。ソニーペイメントが本人に連絡し、対外的に公表するように読めるので、ソニーペイメント自身が扱っている個人情報についての取扱いになるように思えます。横浜市から委託されて預かっている個人情報の取扱いについてどうなっているか、この記載から読み取れるのでしょうか。

(事務局) 委託先において事故が発生した場合、あくまでも漏えいしたのは横浜市の保有個人情報なので、記者発表は横浜市が行い、受託者を同席させるのが一般的です。

(所管課) 事務局が言ったとおりの対応になるかと思えます。

(鈴木委員) 契約の話も分かるし、対応自体が常識的にそうなることも分かります。今ここで事故対応マニュアルがあることをわざわざリストアップしていることの位置付けについて、何かちょっと考えないといけないのかもしれない。とりあえずどういう考えかというのは分かったので大丈夫です。この資料の作り方においてここをどう扱うのかということなのかなと思えました。

(大谷委員) プライバシーマークを取得している企業の場合、このような事故対応のマニュアルを作ることは必須です。そうでないとマークをもらえません。

委託を受けている場合には、まず委託元に対し、「こうしなければならない」ということが書いてあります。委託元に報告した場合には、自社で公表したり本人に連絡を取ったりはしなくてよいですが、委託元から指示された場合には対応しなければなりません。委託元に報告した上で対応することを記載することも、義務付けられています。マニュアルの整備がされていることそのものが記載されていることは、不安要素にはならないのだと思っています。参考までにお伝えいたします。

(加島委員) 今回、予約システム本体もソニーペイメントにお願いするのですか。それとも、今までの予約システムをそのまま使うのですか。

(所管課) もとは日立システムがやっていました。OEC社のシステムに切り替えます。

(加島委員) 予約システムについて、1回審議会にかけましたか。

(所管課) OECで再構築をしていて、次の審議会で報告します。

(加島委員) ほかの案件かもしれませんが、予約システムをフリーソフトで作成するような事業があったかなと思いました。そのフリーソフトとソニーペイメントと、どういうインターフェイスを取るのかなと思っていました。OECというちゃんとした会社で契約しているとのことなのですね。

(所管課) アップデートも仕様に沿ってしっかり委託しています。

(加島委員) 最近、フリーソフトの予約システムの精度が上がっているの、自治体で使っているところもあります。

ただ、先日、第三者評価委員会で学校に行ったところ、けっこうフリーソフトを使っていました。その辺が今後どうなのかなと思ったので聞きました。OECという会社なので安心してるところです。

(事務局) クレジットカード番号を扱うのはソニーペイメントだけで、OECはタッチしないのですか。

(所管課) タッチしません。

(中村会長) それでは、報告案件2については、報告資料のとおり進めていただくということでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) 御報告ありがとうございました。

【報告案件3】東京大学政策評価研究教育センターへのデータ提供について

(中村会長) 次に、報告案件3「東京大学政策評価研究教育センターへのデータ提供について」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました報告案件3に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(後藤委員) 私も大学にいる立場で、このような研究は非常に有益だと思っています。

大学の中のセンターは、先生が替わってしまうと長期にわたる管理が難しくなります。その辺の確認等はどうなっていますか。東京大学政策評価研究教育センターはどのような組織なのか分かっていませんが、大学の中のしっかりした組織なのか、先生の研究に合わせて出来上がったものかによって認識が変わってきます。

(所管課) 特定の1人の教授が陣頭指揮を執っているわけではなく、計5名の教員が携わっています。経済学研究や社会科学の教授、横浜国立大学の准教授、研究教育センターの研究員等5名が携わっています。1人の教授がいなくなった場合にすぐに組織がどうにかなるということはないと考えられます。

(後藤委員) 長期にわたる場合にはそのようなフォローが大事です。初めはしっかりしていても、終わるときはもやもやとしてしまう場合があります。全体としては、是非前向きに検討してほしいです。

(事務局) 加工して渡しているので、実質はほぼ匿名情報ですし、不可逆な形で変換するので、個人を特定しようがありませんよね。

(所管課) そうですね。住所とかも一切入っていません。

(中村会長) 分析結果の提供はいつ頃を予定されていますか。

(所管課) 9月上旬ぐらいまでに大学に渡し、11月中旬頃までには結果を出します。

(加島委員) 大学はI SMSやPマークはあまり取っていないと思います。取らないのでしょうか。大学全体で取るのは非常に難しいと思います。研究室ごとにとるにはかなり予算もいるので大変なのだと思います。こういう委託業務が今後どんどん増えて個人情報を使うことになってくるなら、是非取ってもらいたい気がします。ほかのルールがあるのか、よく分かりません。

先生が個人で研究を始めたりすると、そこでI SMSやPマークを取るの是非常に難しいと思います。これから大学もそういう仕組みがあったほうが、特に自治体の個人情報を扱う場合は必要かと思いました。

(中村会長) 今の指摘は非常に重要です。大学に情報提供して研究等に使うときに、大学の中でどれだけ本当にきちんと個人情報の管理がされているのか、あまり深く考えないで来ました。非常に重要な視点かと思いました。

(事務局) これまで旧条例の下では、「学術研究のために出していい」というようなルールは特にありませんでした。新法により、そのルールができたことで、かなりハードルが低くなっています。これが第1号で今後も出てくると思います。やはり何らかの認証があるほうが、我々としても確かに安心できます。

(吉田委員) 例えば私の大学だと、社会科学に関する研究をするので個人が識別できる状態で聞き取り等を行おうとした場合、「人に関する研究の倫理委員会」に申請し、承認が得られなければ研究ができないと思います。こういうリクエストがあったときに各大学がどういうルールを持っているか、横浜市で聞くほうがいいのかもかもしれません。

(中村会長) それでは、報告案件3については、報告資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) 御報告ありがとうございました。

2 報告事項(2)、(3)

3 その他

(中村会長) 順番が前後しますが、「3 その他」の(3)「住民情報系システム標準化について」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ざっくり申しますと、自治体システム標準化とは、全国約1,700の自治体が保有し、運用している個別にカスタマイズされているシステムを、国が示した標準準拠システムに移行するという取り組みでございます。

昨年度の7月にお諮りいたしました、「税務システム等再構築・運用保守業務委託について」はその先駆けでございました。

その他のシステムについても、同様に標準化システムへの移行が本格的にスタートするため、その要点等について、取りまとめ課であるデジタル統括本部より報告します。

なお、それぞれのシステム移行にかかる委託については、取り扱う個人情報の種類等に応じて個別説明事項又は書面報告事項として、報告を行う予定でございます。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(三品委員) 「ガバメントクラウドの利用が努力義務だ」という話がありました。努力義務にとどめられたのはなぜですか。

「全てガバメントクラウドを利用するわけでもない」という話もありました。現実にはガバメントクラウドを利用しないのはどんなものが考えられますか。

(所管課) 国も基本的に、各自治体にガバメントクラウドを使ってもらいたいという意味では、当然、「義務」としたかったのだと思います。

ところが、やはり本来、ガバメントクラウドに集約していくことの意味は、例えば国全体での経費の節減や運用保守負担の軽減が望まれるのですが、現状、既に先行している他の自治体の事例等を見ると、必ずしも経費の節減につながっていかなかったり、今よりコストが上がる結果が出ていたりしています。維持管理負担の軽減が本来の目的なのに、あまり軽減されなかったりします。小さい自治体にとっては、国の方針に乗っていったほうが便利なものが出てくると思いますが、今までやっていたところはむしろ手間が増える分、「自前で持ったほうが楽だ」という意見も当然あつたりします。国もいきなり「義務」というふうにはできなかったのだと思います。

ただ、方向性としては私どもも認識しています。いずれそこが収れんされて、経費が下がることが目に見えてきて、コストメリットを合わせていくことにより、維持管理負担が下がることが分かれば、私どもも当然、そこは乗っていく前提でいます。

場合によって、非常に非効率だったりお金がかかるものについては個別に検討し、しばらく今までどおり自分たちのところで様子を見ることは考えてもいいと思っています。ただ、あくまでも方向性としては、ガバメントクラウドに乗ることを検討しています。

(三品委員) 基本的には経済的な部分を念頭に置いているということで、そうすると個別のシステムの関係で、安全性等の選別というよりは、あくまでもコスト

や、場合によってはロードだということでも理解しました。

(加島委員) Aというクラウドを使っただけでAのクラウドを使わなければならないのかという問題もあります。クラウド間の乗入れがちゃんとできるように、国のほうでも標準化してもらわないと困ります。今、クラウドを使っているところも使用料がどんどん上がっていて、最初に予定していたものがものすごく費用がかかることもけっこうあります。そういうことに対して国にいったほうがいいのかなと思います。

(所管課) 今の指摘についても正に同じ思いです。先ほど4社という例がありました。大手の富士通や日本電気がアマゾンを使うのか、オラクルのものを使うのかにもよると思います。アプリによってはオラクルのほうがいいものがあったりしますが、多くのところはアマゾンのAWSを使っています。本来、建前では自由に選択していいというのは必要ですが、実際にアプリがそこでしか動かないなら、そこしか選べないことになります。Aというガバメントクラウド事業者とBというガバメントクラウド事業者が混在したときに、データの連携やその間の通信にかかる部分がコストとしてはね返ってくるなら、そこも一つか、せいぜい二つにまとめられていくのが本来望ましいです。そこは私ども自治体の判断になると思います。事業者がまたがることにより、経費面やデータ連携の面倒が極力ないように、我々も業務所管課と調整していきたいと思っています。

(加島委員) MJプラスに移行するわけですが、横浜市はどんな感じですか。

(所管課) 外字のことは、この資料上にはありませんが、「MJやMJプラスの方向に持っていきなさい」というのが国の指針です。私どもも今、その方針に沿って検討を進めています。基本的には、標準化移行の時点で国が示している外字の方針で、MJプラスを使っていく方向で準備を進めています。既存システムで持っている外字で、MJ上の文字とどこが一致するのかという作業を並行して行っているところです。

(加島委員) 「サイトウ」の「サイ」の字だけで3,000種類あります。特に大きな自治体はけっこう持っているので、それを移行するのも大変なのではないかと思っています。

(中村会長) それでは、この件については、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは次に、「2 報告事項(2)、(3)」、「3 その他」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(後藤委員) データの分析を早速ありがとうございます。このような努力をしてもらえると非常に有益だと思います。別にその部局を責めるわけではなく、「大変なところだからみんなで支援しよう」という前向きな形で使ってもらえればと思います。外部委託の多いところで漏えいが多いのであれば工夫をしたりして、使ってもらえればと思いました。引き続きよろしくお願いします。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) 本日子定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありました

	<p>ら、お願いします。</p> <p>(事務局) 次回の日程でございますが、8月が休会ですので、次回は9月となります。日程は、令和5年9月27日水曜日の、午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
資 料 特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 第210回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第210回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和5年9月27日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和5年9月27日第211回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。